

制度情報 - 2023 年 1 月の法令から -
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

・重要な法令のポイント解説

国务院弁公庁が公布した商務部科学技術部の外商投資による研究開発センター
設立をさらに奨励するいくつかの措置に関する通知

(発令元) 国务院弁公庁

(法令番号) 国弁書〔2023〕7号

(公布日) 2023 年 1 月 18 日

1 . 主なポイント

- (1) 科学技術革新サービスの最適化、また科学技術革新を支援する税収政策を実施し、条件を満たす外資系研究開発センターについては、申告、審査に関わる手順と資料を更に簡素化する。(第1条)
- (2) 外資による基礎研究の展開を奨励し、外資研究開発センターによる大型科学研究機器、科学技術報告と関連データの使用を支援する。国内の重要な公共性研究開発にサービスを提供する新型研究開発機関に対して、インフラ建設、設備購入、人材補助サービス、運営経費など多方面のサポートを与える。(第2条)
- (3) リスクコントロール可能で持続可能な経営を前提に、金融機関が外資研究開発センターの科学技術革新に資金援助を提供し、基礎研究と先端研究を行うことを奨励する。(第5条)
- (4) 外資研究開発センターに対し、労働契約期間内は、その外国籍メンバーがチーム単位で一度に就業許可と5年間の仕事類居留許可を申請できるようにし、海外人材に長期居留、永久居留の便宜を提供する。(第10条)
- (5) 外資研究開発センターのハイエンド人材と不足している人材について、条件を満たす場合は、住宅、子供の教育、配偶者の就職、医療保障などの面でサポートを提供する。(第12条)
- (6) 商業秘密の保護と、知的財産権保護センターの建設を強化し、商標の悪意ある登録と模倣の混同、特許侵害、インターネット上の海賊版などの知的財産権侵害行為に対して、法務執行力と法務執行レベルを高める。(第14条、第15条、第16条)

2 . 今後の留意点

この政策は複数の中央政府機関と地方政府が関連しており、各機関が協力して実施する必要があり、この後、各機関と地方政府は、具体的な細分化措置を制定し、公布する。既存の研究開発センターの設立や拡大を計画している日系企業は、商務部などの機関や地元政府機関の政策動向にタイムリーに注目し、北京、上海、広州などの異なる地域の企業誘致ニーズを判断し、これらの優遇措置や便宜措置を適時利用し、投資や運営コストを軽減する必要がある。(全文計16条)

**市場監督管理総局『市場主体登録管理条例』の徹底による市場
主体登録管理業務のさらなる改善に関する通知（意見募集稿）**

（発令元）国家市場監督管理総局

（公布日）2023年1月3日

1．主なポイント

- （1）各地の市場監督管理機関と県級以上の地方人民政府は市場主体（企業）の主体資格を確認し、市場主体が登録した管理情報を社会に公開する責任を負う。（第1条）
- （2）法律、行政法規と国务院の決定を除き、各地の監督管理機関は、登録の前置条件を設定してはならず、全国範囲内各地の登録事項、審査基準、登録手順と資料の違いを解消してはならない。（第2条）
- （3）市場主体が休業を申請してはならない状況を列挙した。例えば、原則上すでに経営異常リストに登録されている、プリペイドカードを発行している、または前払い料金を受け取っている市場主体、および上場会社、金融機関など、法的に休業してはならない市場主体は、休業届を提出してはならない。同時に、企業は休業する前に、債権債務関係を処理する必要がある。（第6条）
- （4）市場主体が登記証を取り上げられた場合、抹消時にその支店が抹消をしていない場合、簡易抹消を申請することはできないことを規定した。（第7条）
- （5）各地は市場主体の「登記」と「監督管理」においてクローズドループ管理体制を整備し、ビッグデータ、企業信用監督管理と「双随時、一公開」の監督管理手段を総合的に運用し、企業に対して全過程の監督管理を行う。（第9条）

2．今後の留意点

この通知は、市場主体の登録管理の公開、公正、透明性に有利であり、企業の市場参入と撤退に一定の期待を与えるが、内容の一部は依然として比較原則であり、各地の監督管理機関が具体的な細分化措置を講じることを待たなければならず、日系企業はそれを適時注視しなければならない。また、地域政府機関によって政策の執行に差異が生じる可能性があり、企業は事前に現地政府機関と確認、交渉することで、制度的な事務コストを節約し、市場主体の登録、変更、休業、抹消などの手続きをスムーズに行うことができる。（全文計14条）

一般化粧品届出検査管理措置の最適化に関する事項の公告

（発令元）国家薬品监督管理局

（法令番号）2023年第13号

（公布日）2023年1月18日

（施行日）2023年1月18日

1．主なポイント

- （1）2023年1月18日より、原則として、特定の条件を満たす届出人は、一般化粧品（カラーリング、パーマ、シミ取り美白、日焼け止め、脱毛防止、新効果以外を宣伝する化粧品は一般化粧

品)の届出を行う際、化粧品届出人または受託生産企業は規範要求に基づいて自己検査を行い、発行した検査報告書を提出することができる。

同時に、自己検査報告書を提出して届け出をしてはいけない例外の状況を規定した。例えば、乳幼児と子供の使用を謳っている製品、まだ安全モニタリング中の化粧品の新しい原料を使用した製品、にきび除去、滋養、修復、しわ防止、フケ除去、消臭などの効果を謳っている製品；製品に高い安全リスクがある可能性がある他の状況が挙げられる。(第1条)

(2) 自己検査方式による届出検査を行う際に満たすべき条件を規定した。例えば、届出人または受託生産企業は、法に基づいて化粧品生産許可証を取得し、相応の検査能力を備え、検査管理制度、実験室管理制度を確立して実行し、法に基づいて検査報告書を発行するなどである。

(第2条)

2. 今後の留意点

中国政府は特殊化粧品に対して登録管理を実行し、一般化粧品に対して届出管理を実行している。これまで、一般化粧品は届出の資料が多く、手続きが複雑だったが、この公告の印刷・配布実施後は、一般化粧品の届出の資料とプロセスが簡略化した。

各省クラスの薬品監督管理機関は、自己検査方式で届出検査を展開する届出人または受託生産企業に対し監督検査を強化している。関連日系企業は、検査管理制度、実験室管理制度の制定と執行状況に留意し、検査記録を保存しなければならない。また届出人は、材料及び自己検査報告書の真実性、正確性に責任を負い、また虚偽の報告や虚偽の資料提出があった場合に法律責任を負う。

(全文計3条)

信用喪失行為是正後の信用情報修復管理方法(試行)

(発令元) 国家発展改革委員会

(法令番号) 国家発展改革委員会令第58号

(公布日) 2023年1月13日

(施行日) 2023年5月1日

1. 主なポイント

(1) 信用情報修復の概念を規定し、信用主体は信用喪失行為を認定する単位(以下「認定単位」という)または信用喪失情報を収集する信用プラットフォームサイトの運営機構(以下「収集単位」という)に申請しなければならない。(第3条)

(2) 信用喪失情報は信用主体の信用状況にマイナスの影響を与えるもので、主に深刻な信用喪失主体リスト情報、行政処罰情報及びその他の信用喪失情報を含む。(第4条)

(3) 信用情報修復の主な方法を列挙した。例えば、深刻な信用喪失主体リストからの削除、公示行政処罰情報の公示終了や、その他の信用喪失情報の修復などが挙げられる。(第7条)

(4) 食品、薬品、特殊設備、安全生産、消防などの分野の企業が、警告、通報批判以外の行政処罰を受けた場合、行政処罰の最短公示期間は1年で、信用主体が関連義務を履行しても、公示の早期終了は、最短公示期間後に申請する必要がある。(第15条)

(5) 深刻な信用喪失の主体の名簿情報と、行政処罰情報を修復するプロセス、受理機関、前提条件、資料などを規定した。例えば、行政処罰情報の早期終了は、以下の3つの条件を満たす必

要がある： 行政処罰決定に規定された義務を完全に履行し、違法行為を是正する、 最短公示期限に達している、 信用承諾をする。（第 18 条）

2. 今後の留意点

中国政府は、企業や違法者に対する信用管理を強化し続けており、信用情報は対外的に企業イメージの重要な役割を果たしている。仮に日常の経営取引における不注意で、企業が重大な違法信用喪失リストに載ったり、行政処罰を受けたりした場合、速やかに関連義務を履行し、信用情報修復の対応策を総合的に検討し、中国現地企業や日本本社ののれんに影響を与えないようにしなければならない。

企業は信用情報の修復を申請する際、提供された資料の真実性、正確性を承諾しなければならない。真実でない場合、または行政機関に故意に承諾を履行していないと認定された場合、信用喪失情報は3年間公開され、3年以内は信用修復を申請してはならない。（全文計 32 条）

『「十四五（第 14 次 5 力年計画）」騒音污染防治行動計画』 の印刷・配布に関する通知

（発令元）生態環境部、中央文明弁公室、国家発展改革委員会、
教育部、科学技術部、工業・情報化部、公安部、民政部、
自然資源部、住宅・都市・農村建設部、交通運輸部、
文化・観光部、国家市場監督管理総局、国家鉄道局、
中国民用航空局、中国国家鉄道集团有限公司

（法令番号）環大気〔2023〕1号

（公布日）2023年1月5日

1. 主なポイント

- （1）各地の政府機関に、騒音に敏感な建築物が集中する区域の研究と画定を要求した。（第 2 条）
- （2）大型交通インフラ（道路、鉄道、民間航空空港など）、工業集中区を建設する場所を選ぶ際、騒音に敏感な建築物が集中する区域との空間配置を合理的に手配し、できるだけ騒音に敏感な建築物が集中する区域を避け、中心市街地を横断する既存の鉄道の移転を推進する。
（第 5 条、第 6 条）
- （3）工業園区が騒音汚染に対し区画管理制御を行うことを奨励し、設備配置と物流輸送ルートを最適化し、低騒音の設備と輸送ツールを採用する。（第 12 条）
- （4）工業騒音を排出する場合、工業騒音排出許可証を取得するか、法に基づき排出許可登録を行う必要があり、生態環境機関は、重点騒音排出企業に対し監督管理を強化する。（第 13 条）
- （5）社会生活騒音汚染が発生する可能性のある設備、施設を使用する企業、その他の経営管理者に対し、地方監督管理を強化し、文化娯楽、スポーツ、飲食及びその他の経営者が、配置を最適化し、集中的な排出や騒音の制振、低減措置をとり、騒音汚染の防止、軽減を奨励する。
（第 24 条）
- （6）鉄道機関車、土方機械、トラクター、家庭用と類似用途の電気機器、エレベーターなどの製品が排出する騒音規制基準と、製品技術規範の制定、改正を推進する。（第 34 条）

2．今後の留意点

騒音汚染問題は、各種環境汚染要素中の上位に位置し、この規定が実施されると、生態環境機関は、他の中央政府機関と共に関連法規を制定し、騒音汚染の防止と監督管理が強化される。騒音汚染発生の可能性がある日系企業は、各機関及び現地政府の政策、また法執行の動態に適時注目し、低騒音設備の採用、配置の最適化、低騒音制度の制定などの措置を用いて騒音発生及び伝播を軽減し、現地政府機関に処罰されることを防ぐ必要がある。（全文計 50 条）

北京市発展改革委員会 北京市商務局による、隠れた障壁を除去し 消費者経営環境を最適化する実施方案の印刷配布に関する通知

（発令元）北京市発展改革委員会、北京市商務局

（法令番号）京発改〔2023〕20号

（公布日）2023年1月30日

1．主なポイント

- （1）食品、医療、小売チェーンなどの市場参入の手続きと難易度を緩和する。食品経営許可証の申請プロセスを更に最適化し、リスクコントロールが可能であることを前提に、食品経営許可証の全過程のネット申請処理と遠隔チェックを実施し、オンラインで電子証明書を発行する。（第1条）
- （2）歴史上の遺留問題で財産権証明を提供できなかったり、財産権の帰属がはっきりしていないものの、水力・電気・ガス・熱すべてが備わる場所については、企業が当該住所を営業場所とする場合、条件に合致すれば営業許可証を取り扱うことができる。（第3条）
- （3）建設工事で消防検査を行う際、検査員の消防検査基準に対する理解が統一されておらず、実行が一致していない問題について、北京市住宅と都市建設局、各区府などは消防検査段階の審査要点を整理し、消防検査基準を理解し、消防検査員を訓練する。（第5条）
- （4）消費企業（主に衣食住、医薬、家電、電子製品、観光などの企業）に対する監督管理法の執行をさらに規範化した。チェーン企業、スーパーマーケット（コンビニエンスストア）は、日常的な監督管理法執行頻度が高く、法執行基準が一致しないなどの問題に直面している。これに対し北京市商務局は、各方面の監督管理要求と基準を統合し、統一的な検査リストを作成し、各機関は統一的な検査リストに沿って検査を行い、統一的な信用格付けを展開する。（第6条）
- （5）基層政府の法執行行為を規範化する。基層政府機関の法執行基準が統一されていない、また頻度が高い問題に対し、北京各区政府は街道郷・鎮政府を指導し、日常的な法執行の範囲、内容、規則、基準などを明確にし、企業に公開し、社会的監督を受け入れ、市場監督管理、都市管理法執行、消防などの機関の共同法執行を奨励し、異なる部門の重複検査回数を減らす。（第9条）
- （6）条件に合うスポーツ施設、病院、公園、地下鉄、科学技術園区などが、飲食などのブランドチェーンコンビニエンスストアを導入することを奨励する。（第10条）

2．今後の留意点

この通知の実施により、企業、デパート、スーパー、コンビニエンスストアなどの運営に影響を与える隠れた障壁の一部を取り除き、消費の回復を促進する。北京市発展改革委員会、商務局など

の各機関は、具体的な実施細則と法執行基準を制定、公布する。そのため日系企業は、各政府機関の政策制定と法執行の動向にタイムリーに注目することができ、政府の法執行に面しても、公布された法執行基準、規則に基づいて法執行人員と交渉し、企業に対する処罰の軽減を図ることができる。（全文計 20 条）

・法令運用上のケーススタディ解説

1．事例紹介

王某氏は、2017年4月にA社に入社、双方は2017年5月18日から2020年12月31日までの労働契約を締結し、役職は販売マネージャーを約束、その後に王某氏はA社の販売ディレクターに昇進、月給は15000元となった。A社の業績悪化により、A社は2019年3月9日に「XX同志の職務任免決定に関する通知」を出し、王某氏は販売マネージャーの職務を解任されると同時に、倉庫保管員に配属され、月給は4000元となり、王某氏はその職場への配属に同意せず、新しい職場での業務に就かなかった。その後A社は、欠勤を理由に王某氏との労働契約を解除した。

後に王某氏は仲裁を申請し、A社に労働契約を違法に解除した賠償金10万元余りの支払いを要求した。

2．本件論争の焦点

A社は一方的に王某販売ディレクターの職場を倉庫保管員に調整できるか

3．弁護士の分析

本件で王某氏とA社が締結した労働契約上約束した職務は、販売マネージャーであり、その後、同社は王某氏と協議が一致しない状況で職場を調整したため、調整した職場の合法性に対し、証拠提出責任を負う。

(1) 本件では、労働契約に会社が王某氏の職場を一方的に調整できる状況が約定されておらず、また王某氏も使用者が一方的に職場を調整できる法定状況に適合しないため、法律の規定と契約に基づき、A社は王某氏の職場を一方的に調整することはできない。

(2) 法定または契約の約定がない場合、A社は王某氏と労働職務の変更について協議しなければならない。

『中華人民共和国労働法』第17条は、労働契約には、業務内容の条項が必要であると規定している。業務内容は労働者が労働に従事する職場、業務の性質、業務範囲及び労働生産任務で達成しなければならない効果、品質指標などを含み、労働者が労働契約の中で確定した履行すべき労働義務が主要な内容である。『中華人民共和国労働法』第35条の規定に基づき、使用者は労働者と協議で一致し、労働契約の約定内容を変更することができる。そのため、会社は労働契約において業務内容について労働者の合意を得ると、法的拘束力が生じる。したがって、A社は王某氏との協議が一致していない場合、一方的に王某氏の業務変更をすることはできない。

4．本件裁判の結果

仲裁委員会は、王某氏がA社に労働契約を違法に解除した賠償金の支払いを求める仲裁請求を支持した。

5．留意点

企業では、労働者が労働契約を履行する過程で、生産経営のために労働者の役職を調整する必要がある場合が多く見られる。このような状況下で、双方に紛争が発生した場合、司法機関は一般に企業に以下の事項について証拠提出責任を負うよう求めている。

- (1) 使用者が生産経営のために労働者の役職調整をしたことに関する正当性と合理性。
- (2) 役職調整後の労働者の等級、労働報酬、福利厚生が、元の役職を下回ってはならない。
- (3) 転属が侮辱的または処罰的でない。

企業が上記の事項について立証責任を果たすことができない場合、通常、労働者の役職を違法に調整したと認定される。日本とは異なり、中国の現行法制度では、企業が従業員を転属させる権利は制限されているものの、これは日系企業がいかなる状況でも従業員を転属させてはならないことを意味するものではない。実務では、法定条件を満たし、また就業規則などの規則制度に基づいて従業員を転属させることが可能である。例えば、従業員が職務に適さないことによる転属、治療を終えた後、元の職務に従事できない場合の転属などが挙げられる。しかし、「従業員が職務に適さない」という理由で転属する場合、企業が確実かつ十分な証拠を提出し、証明する必要があることに留意すべきである。企業が転属を決める前に、従業員の状況に応じて、弁護士と共に具体的な分析検討を行う必要がある。